



平成 28 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 グ ル ー プ C E O 林 郁
(コ ー ド 番 号 : 4 8 1 9 東 証 第 一 部)
(U R L <http://www.garage.co.jp/>)
問 い 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト ス ト ラ テ ィ ー 本 部 管 掌
曾 田 誠
T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

監査等委員でない取締役に対する株式報酬型ストック・オプション (新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の導入に関する議案を、平成28年9月29日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 監査等委員でない取締役に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)制度を導入する理由

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」及び「定款一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成28年9月29日開催予定の第21回定時株主総会で承認される事を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとなります。

移行後も従前と同様に、監査等委員でない取締役の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的として、現在の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに係る報酬枠に代えて、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く。)に対して、年額2億5千万円以内の範囲内で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

2. 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株と致します。ただし、当社が、株式の分割又は併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果

生じる1株未満の端数は切り捨てることと致します。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない付与株式数についてのみ行われるものと致します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものと致します。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、年額2億5千万円を、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨てることとします。)を限度とし、かつ100,000個を超えないものと致します。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された公正価額を基準として、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める額を新株予約権1個当たりの払込金額と致します。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対して、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給し、払込金額の払込債務と当該報酬債権を相殺するものと致します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額と致します。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から50年以内と致します。

(6) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができるものと致します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものと致します。

(8) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものと致します。

以上